

令和8年5月29日
国土交通省

住宅宿泊管理業者への全国立入検査結果(令和7年度)

国土交通省の各地方整備局及び北海道開発局並びに内閣府沖縄総合事務局(以下「各地方整備局等」という。)において、令和7年度において、全国44業者の住宅宿泊管理業者へ立入検査を実施し、うち35業者には是正指導を行いました。

1. 目的

平成30年6月、住宅宿泊事業法(以下「法」という。)が施行され、令和8年3月現在、法に基づく住宅宿泊管理業者の登録数は4,095業者となっています。住宅宿泊管理業者は法令を遵守し、適正に住宅宿泊管理業を営むことが必要です。

国土交通省として、住宅宿泊管理業の適正化を推進するため、令和5年度から全国立入検査を実施しているところであり、令和7年度においても、住宅宿泊管理業者に対する全国立入検査を実施しました。

2. 立入検査結果

令和7年度において、各地方整備局等において住宅宿泊管理業者の事務所等に立ち入り、法令の遵守状況について検査を行い、必要に応じて是正指導等を実施しました。全国44業者(令和6年度39業者)に対して立入検査を行った結果、法令違反の認められた35業者(令和6年度32業者)に対して是正指導を行い、35業者すべてにおいて是正等がなされたことを確認しています。

令和7年度の是正指導件数は「帳簿の備付け等義務違反」が最も多く、次いで「住宅宿泊事業者への定期報告義務違反」、「証明書の携帯等義務違反」となっています。

<法の条項ごとの是正指導件数>

【条項】	【是正指導件数】
① 変更の届出等義務違反(法第26条関係)	8件(令和6年度4件)
② 管理受託契約の締結前の書面の交付義務違反(法第33条関係)	14件(令和6年度11件)
③ 管理受託契約の締結時の書面の交付義務違反(法第34条関係)	11件(令和6年度4件)
④ 再委託の禁止(法第35条関係)	2件(令和6年度0件)
⑤ 証明書の携帯等義務違反(法第37条関係)	16件(令和6年度21件)
⑥ 帳簿の備付け等義務違反(法第38条関係)	18件(令和6年度24件)
⑦ 標識の掲示義務違反(法第39条関係)	14件(令和6年度16件)
⑧ 住宅宿泊事業者への定期報告義務違反(法第40条関係)	16件(令和6年度22件)
⑨ 住宅宿泊管理業務の実施義務違反(法第36条関係)	6件(令和6年度3件)
⑨のうち、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明(法第9条関係)	2件(令和6年度0件)

3. 今後の対応策

今回の立入検査において法令違反の認められた住宅宿泊管理者に対しては、違反状態の是正をするよう指導を行い、是正等がなされたことを確認したところですが、他の住宅宿泊管理者に対しても、引き続き、立入検査等による法令遵守の指導を行うとともに、法令違反に対しては、法に基づき厳正かつ適正に対処するなど、住宅宿泊管理業の適正化に取り組んでまいります。

特に、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和8年1月関係閣僚会議決定）」のとおり、「騒音の発生やルールを守らないごみ捨てなど宿泊者による迷惑行為の発生やこれに対する事業者による迅速な対応が行われなかった、管理が適切に行われず民泊などが存在している。」という状況を踏まえ、今後は「周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明（法第9条、36条関係）」及び「苦情等への対応（法第10条、36条関係）」については、特に重点的に是正の指導を行い、法令違反に関しては、法に基づき厳正に対処してまいります。